

公 示 送 達

下記のとおり送達すべき書類について、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）第7条の規定により公示送達する。当該書類は、本市財政部納税課において保管しているので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月1日

八尾市長 山 本 桂 右

記

- 1 送達すべき書類
国税徴収法第131条の規定に基づく書類
- 2 送達を受けるべき者
壺井 涼介